

# 「石綿の適正処理」

教育研修部 北橋 伸一

SHINICHI KITAHASHI

大気汚染防止法が改正され、石綿の規制が強化される。従前は対象外だった石綿含有建材の除去についても作業基準が定められるとともに、石綿含有建材の有無にかかわらず、解体工事前調査の結果を都道府県等へ報告することが義務付けられる。

解体現場の前を通ると、コンクリートというか埃というか、独特な臭いがしている。臭いがしている以上、何がしかの物が空中を漂っていることは確かだろう。負圧を保つ養生などが行われていない、通常の解体なのだから「石綿無し」なのだろうが、「本当に大丈夫な

のか？」と心配になるのも人情だろう。

改正法の施行はまだ少し先らしいが、施行後「石綿含有産業廃棄物が急激に増えた。」ということがなければいいと思っている。いずれにせよ、しっかりした事前調査が行われ、石綿含有建材の取り扱いも含め、安心できることを期待している。そしてまた、廃石綿等のもとより、石綿含有建材が廃棄物となった石綿含有産業廃棄物の処理が適正に、スムーズに行われることを期待したい。

参考情報：

環境省「大気汚染防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について」

URL：<https://www.env.go.jp/press/107831.html>

## 編集後記

JWセンターでは、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、期間中は一部在宅勤務を実施しておりました。緊急事態宣言解除後も引き続き感染拡大防止及び感染リスクの低減に留意し各事業を実施してまいります。引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。

講習会事業では、許可に関する講習会（新規、更新）、及び特管責任者講習会について、4月～9月の開催を中止し、オンライン講義を活用した暫定講習会を実施しております。

電子マニフェスト導入説明会等の開催についても、7月以降の開催について見合わせております。

本号につきましても、感染拡大防止の観点から、外部企業、自治体様への取材及びご執筆依頼を控え、「産廃クローズアップ」、「電子マニフェストユーザー事例紹介」及び「行政のうごき」記事についてお休みさせていただいております。

一方、「特集」記事としまして、日本環境衛生センター様と JW センターが作成しました「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を掲載しております。

このような状況の中、記事をお寄せいただいた三本様、北村様、本誌を読んでくださった読者の皆様から感謝申し上げます。（広報室）

■本誌に関する連絡先：総務広報室 (e-mail:jigy@jwnet.or.jp)

〈アンケートへのご協力のお願い〉

より充実した誌面作りのために、本誌の記事内容等に関する読者アンケートを当センターホームページ(以下のURL)に掲載しています。本誌に関するご意見。ご要望を是非、お聞かせください。

URL [https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/kikansi\\_anq/index.html](https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/kikansi_anq/index.html)

JWセンター情報(季刊) VOL.20 NO.2 発行日:2020年7月15日発行 発行人:関 荘一郎

発行所:公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

TEL:03-5275-7111 FAX:03-5275-7112 <https://www.jwnet.or.jp/>

デザイン・印刷:株式会社文洋社